

## 広島県公営企業管理規程第四号

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県公営企業管理者 沖 田 清 治

### 広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程

広島県公営企業財務規程（昭和四十二年広島県公営企業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

#### 第二十五条 削除

第二十六条第一項中「前条の規定による領収済通知書の作成を」を「収入金を領収」に改める。

第三十七条に次の一項を加える。

2 企業主管課の企業出納員は、前項に規定する口座振替案内書を添えることに代えて、口座振替案内書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を出納取扱金融機関に電気通信回線を使用して送信することができる。

第六十七条に次の一項を加える。

3 出納取扱金融機関は、前項に規定する領収済通知書の送付に代えて、収納済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を企業主管課の企業出納員に電気通信回線を使用して送信することができる。

第四百四条中「地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号。以下「施行規則」という。）第八条第四項又は第九条第三項の規定によつて」を「当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして」に改める。

第二百五条第一項中「施行規則第八条第三項各号」を「地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号。以下「施行規則」という。）第十五条第三項各号」に改める。

第一百六条中「第八条第二項」を「第十五条第二項」に、「第九条第二項」を「第十六条第二項」に改める。

第一百十条の七ただし書を削る。

別表第二勘定科目表2資産の部固定資産の項中

「	土地年賦未収金	」
「	土地年賦未収金	」
を		
「	土地年賦未収金	」

に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の広島県公営企業財務規程別表第二の規定は、平成二十三年度の決算から適用する。

別記様式第三十二号中「(密)監理員」を「(密)監理者又は事務所長」に改める。